

令和4年第2回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和4年2月2日（水）午後2時00分から午後2時40分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 中村 茂、 小林 司朗、 奥村 久光、 奥村 富雄、 栗本 京治、 樋口 孝男
欠席を要請した 農業委員・農地 利用最適化推 進委員	若尾 英夫、 可児 博恭、 玉木 武義、 奥村 武司、 伊藤 卓、 中根 章子、 熊澤 政行、 佐橋 和弘、 勝野 仁司、 奥村 廣二、 飯田 繁好、 鈴木 好則、 奥村 松市、 奥村 榮造、 三宅 静喜
事務局	事務局長 高井美樹、 課長 杉山尚示、 係長 金澤 貴、 再任用職員 前田 晃
議案	第 8 号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第 9 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第 10 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対す る決定について 第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第3項による農用地利用配分計 画案に対する意見について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和4年第2回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員会総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、岐阜 県全域にまん延防止等重点措置が適用されているため、本日の農業委員の出席は人数を制 限した8名で、定足数に達しております。 これより令和4年第2回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員 議長	【異議なしの声多数】 それでは、2番大澤正幸委員、3番中村茂委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案8号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定 及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 なお、受付番号10番の案件は、取り下げとなっております。 また、受付番号4番の案件は、日程第3、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による

許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

日程第2、議案第8号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転10件、賃借権の設定1件と使用貸借権の設定2件の合計13件です。

併せて、日程第3、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。

申請の内訳は、事業計画の変更1件です。

5条、受付番号1番は、今渡の方と今渡の方外1名が、売買による所有権移転で、農地転用許可をも求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号2番は、川合の方と川合の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、有料老人ホームを建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、都市計画法の申請済みです。

受付番号3番は、川合の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号4番は、下恵土の法人と新潟市秋葉区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

事業計画変更、受付番号1番と同時申請で、引き続き、事業計画変更について説明します。

事業計画変更、受付番号1番は、下恵土の法人と新潟市秋葉区の法人が、売買による所

有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

当初事業計画者は造成して3区画に宅地分譲する計画でしたが、継承者からの宅地分譲したいという要望を受け事業に着手しなかった。継承者は自ら造成して3区画に宅地分譲するとのことです。

受付番号5番は、下恵土の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して庭を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号6番は、下恵土の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して庭を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号7番は、土田の方と広見の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

一体利用地は、令和2年10月23日に4条許可済みです。

令和3年3月16日の開発事業の完成から3年未経過で一体開発となるため、開発許可が必要となる案件です。

受付番号8番は、土田の方と土田の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和4年1月に、申請地の一部に砕石を敷く工事を行ったため、始末書が提出されています。

受付番号 9 番は、土田の方と美濃加茂市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接に農地はありませんが、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

受付番号 10 番は、取り下げとなりました。

受付番号 11 番は、土田の方外 2 名と帷子新町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、緑一丁目地内で、5 区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、まちづくり条例の申請済みです。

受付番号 12 番は、瀬田の方外 1 名と美濃加茂市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で隣接地を一体利用して、7 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、都市計画法の申請済みです。

一体利用地は南側市道の一部となります。

受付番号 13 番は、御嵩町の方と平貝戸の方が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、平貝戸地内で隣接地を一体利用して、庭、物置の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設の石積みにより防ぐとのことです。

昭和 39 年頃から、庭及び物置を設置して利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号 14 番は、広見の方と中恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で農業用倉庫の建築、駐車場整備をするとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
受付番号1番、今渡については、私が説明します。

菱川委員 農業委員1番の菱川が受付番号1番の案件について報告します。
受付番号1番の案件は、申請地の隣接者が売買により購入して駐車場として利用されます。周囲に農地は無く、問題ないと思います。

議長 受付番号2番、3番、川合お願いします。
大澤委員 農業委員2番の大澤が受付番号2番、3番の案件について報告します。
受付番号2番の案件は、周囲に農地は無く、申請地は遊休農地化していた農地なので、今回、転用されても問題ないと思います。
受付番号3番の案件は、譲渡人は熱心に農業をされる方でしたが、高齢となり十分に管理できないため、売買されることになりました。転用により東側道路が狭いため今後のことも考え、隅切りをして6mの道路を確保するよう控えて転用をお願いしました。
水道、下水道とも整備されており問題ないと思います。

議長 受付番号4番から6番、事業計画変更、受付番号1番、下恵土お願いします。
中村委員 農業委員3番の中村が受付番号4番から6番、事業計画変更、受付番号1番について報告します。
受付番号4番の案件は、以前許可が下りており問題ないと思います。また事業計画変更受付番号1番と同時申請で、事業者の変更であり、問題ないと思います。
受付番号5番の案件は、今渡南小学校の西の農地で、遊休農地化している農地です。
隣接の住宅居住者が購入して庭として利用されるため、問題ないと思います。
受付番号6番の案件は、5番の隣接地で、こちらも隣接の住宅居住者が購入して庭として利用されるため、問題ないと思います。

議長 受付番号7番から9番、土田お願いします。
小林委員 農業委員4番の小林が受付番号7番から9番の案件について報告します。
受付番号7番の案件は、一体利用地が開発により宅地となっており、隣接農地を転用して敷地を拡張して住宅を建築する計画です。
事務局から説明がありましたが、一体利用地が開発エリアのため、隣接地の転用のため開発の変更が必要な事案です。転用については、問題ないと思います。
受付番号8番の案件は、事務局から説明がありましたが、事前に碎石が搬入されており、始末書が提出されています。転用については、道路側溝、上下水道とも整備されており問題ないと思います。
受付番号9番の案件は、道路より申請地が高いため、一体利用地を進入路として利用し、申請地に住宅を建築する計画です。周囲には農地がなく、上下水道とも整備されており問題ないと思います。

議長 受付番号11番、緑お願いします。
奥村(久)委員 農業委員5番の奥村が受付番号11番について報告します。
受付番号11番の案件は、緑の団地内にある農地で、昔は牧草地として利用されていて一

部はすでに住宅化された残地部分になります。周囲に農地は無く、上下水道とも整備されており問題ないと思います。

議 長 受付番号 12 番、13 番、瀬田、平貝戸お願いします。
栗本委員 農業委員 12 番の栗本が受付番号 12 番、13 番の案件について報告します。
受付番号 12 番の案件は、以前にマンションを建設するために一時転用でボーリング調査をされた農地です。調査の結果が悪かったため、分譲住宅として申請が提出されています。
開発協議が必要な案件で、指示事項を守った事業を実施してもらえれば、問題ないと思います。
受付番号 13 番の案件は、既に庭、物置を設置して利用されているため、始末書が提出されています。転用については、問題ないと思います。

議 長 受付番号 14 番、中恵土お願いします。
樋口委員 農業委員 13 番の樋口が受付番号 14 番の案件について報告します。
受付番号 14 番の案件は、隣接地を譲受人が耕作しており、県道沿いで駐車スペースも無いことから、申請地を譲り受け農業用倉庫、駐車場として利用する計画で、問題ないと思います。ただし、申請地周辺は、境界杭がないので、隣接地との境界を確認して事業を進めてほしいです。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 受付番号 12 番の譲受人が個人名ですが、何をされている方でしょうか。
事務局 譲受人は個人名ですが、不動産業を営んでおられます。
議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。
委員 【意見・質疑なし】
議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
議長 議案第 8 号及び第 9 号について、原案のとおりそれぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】
議長 異議ないものと認め、議案第 8 号及び第 9 号は原案のとおりそれぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第 4、議案第 10 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。
日程第 4、議案第 10 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。
今月の申請は、8 件です。
受付番号 1 番、2 番は同一借受人となります。
愛知県瀬戸市の方外 1 名と岐阜市の法人との間での新規の農地中間管理権を取得した使用貸借権の設定です。
久々利地内の該当農地について、令和 14 年 3 月までの 10 年間、中間管理権を取得し、

利用集積を図るものです。

受付番号3番は、川合の方と土田の法人との間での、再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。

川合地内の該当農地について、令和9年2月までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号4番から7番は同一借受人となります。

塩河の方外3名と塩河の法人との間での新規の解除条件付貸借権及び使用貸借権の設定です。

塩河、下切、谷迫間、坂戸地内の該当農地について、令和9年2月までの5年間と受付番号7番のみ令和5年2月までの1年間、利用集積を図るものです。

受付番号8番は、下恵土の方と下恵土の方との間での新規の使用貸借権の設定です。

下恵土地内の該当農地について、令和5年2月までの1年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第10号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第10号は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議長 続きまして、日程第5、議案第11号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第5、議案第11号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について説明します。

番号1、2について、久々利の方で現在就農前の研修中の方に新規で貸付ける計画です。

貸付期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間です。

いずれも使用貸借権を設定し、利用配分する計画案となっています。

議長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第11号について、原案のとおり意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第11号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

はじめに、農地の適正管理、農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出、農業用施設の届出は、1月25日までにはありませんでした。

続きまして、1月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

今回は、6件の相続に伴う届出があり、田は7筆、面積10,369.00㎡、畑は19筆、面積4,998.11㎡で、田と畑の合計は26筆で、面積は15,367.11㎡でした。

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は2月24日の木曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和4年第3回農業委員会総会は、令和4年3月2日水曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

コロナ感染拡大防止の観点から参集人数を制限しての開催となる場合があります。

その他として、農地法第3条許可申請の許可期間の短縮について、説明します

通常4条、5条申請については、6週間、42日で受付締切りから許可で処理しています。

3条については、国は4週間、28日で処理として示していて、可児市は現在30日で処理をしています。3条申請は営農目的での申請のため期間の短縮を国が指示しています。

そこで年度が替わるタイミングで、3条申請のみ3週間として、受付期日を4条、5条から1週間遅らせて設定したいと考えています。

毎年1年間の予定をこの時期に決めますので、次回までには事務局で決定してお示ししますので、よろしくをお願いします。

下呂市の新聞事例を紹介（タブレットの利用）

議長 これをもちまして、令和4年第1回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。